

平成26年7月7日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年7月7日(月)午後3時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者37名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 原 さだ
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者

16番 杉若 陽一 28番 上中 悠司

事務局  
会議録署名委員  
議 長

局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏  
39番 蔭地 明一 2番 玉置 俊裕

それでは皆さんこんにちは、定刻になりましたので始めさせていただきます。梅の収穫も終盤という事で、また台風8号も心配な動きをしておりますが、足元の悪い中、また大変お忙しい時ではありますがご出席をいただきまして本当に有難うございます。本日は、我々の任期の最後の委員会という事で、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。6月29日に統一選挙がございまして、無事無投票と言うことで、30名の委員さんが当選されました。今日は2時から当選証書の付与式があったと聞いております。また、大勢の委員さんが留任されたという事で非常にうれしく思ひてございます。向こう3年間どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。農業委員会の情勢も国の動向とともに変わって来ようございますけれども、また後ほどそういう説明もございまして、どうぞよろしくお願ひします。今日、農業委員会終了後、お別れ会も予定しておりますので、どうぞ最後までお付き合いの程、よろしくお願ひしたいと思ひます。はい、それでは早速でございますけれども、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願ひ申し上げます。

農振課 福田

皆様こんにちは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の7,006㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年8月1日から平成32年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田の1,254㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は

平成26年8月1日から平成31年7月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の757㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年8月1日から平成30年3月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,003㎡、貸手は〇〇〇、被相続人〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年8月1日から平成30年3月30日の新規です。合計4件、8筆、10,020㎡、貸手4名、借手4名です。この4件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 はい。有難うございます。それでは、利用権の設定についてご審議を申し上げますが、2番、3番に〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、最初に1番と4番についてご審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番について異議ございません。

議長 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議長 長 はい、1番と4番2件共異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇番委員、〇〇番委員退席)

議長 長 はい、続きまして2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番の〇〇〇〇さんは宝塚に仕事で行っているんですけども、〇〇〇の実家の田を、この人が長男で維持しておりました。4月頃に腰痛で作付けをようしないという事で〇〇〇〇さんに相談したところ、〇〇〇〇さんが作付けしますという返事があって5年間作ってくれる事になりました。3番の〇〇〇〇さんは〇〇〇の出身の方で、〇〇〇〇さんの家の近所に田があって、それを4年間作るという事で、お互いに委員をしておりますし、快く引き受けてくれたと思います、異議ございません。

議長 長 はい、2番、3番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇番委員、〇〇番委員着席)

議長 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは16番の杉若陽一委員さん、28番の上中悠司委員さんです。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）について、報告第1号農地使用貸借の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1 ページをお願いします。議案第 1 号農地法第 3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇、〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 7 4 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計面積 1 9 6 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇 相続財産管理人 司法書士 〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 8 2 6 m<sup>2</sup>、他 6 筆、合計面積 1, 7 2 6、9 1 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 5 4 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計面積 1, 1 2 7 m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして野菜を作られるそうです。4 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 5 5 5 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして野菜を作られるそうです。利用権設定の 4 番と併せて 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上になります。以上 4 件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第 3 条第 2 項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申しあげます。

議 長 有難うございます。第 3 条申請 4 件、逐条審議をお願ひ申し上げます。1 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1 番について異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。譲渡人の〇〇〇〇さんの所有している、宅地、住宅、山林と、この農地も併せて、新しく転入してきた〇〇〇〇さんが譲り受けて農業をやるという事でありますので異議ありません。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇です。3 番、4 番異議ございません。

議 長 はい、3 条申請 4 件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、関連がございますので先に議案第 5 号事業計画変更申請（農地法第 5 条）について事務局の説明をお願ひ申し上げます。

小倉 係長 6 ページをお願いします。議案第 5 号事業計画変更申請、農地法第 5 条です。1 番、土地の所在は、〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は 1 3 0 m<sup>2</sup>、他 2 筆、合計面積は 9 2 8 m<sup>2</sup>です。当初計画の譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は賃貸駐車場です。変更後の計画の承継者は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は分譲住宅 3 棟 1 5 6、5 1 m<sup>2</sup>、道路・駐車場 7 7 1、4 9 m<sup>2</sup>です。理由は、当初計画した〇〇〇〇は駐車場造成前に、利用者を募ったところ、応募者が少なかつたため、撤回することとなつたため。承継者である〇〇〇〇は、建築業も営んでおり、駐車場として利用できない部分については、分譲住宅として利用するため、本件事業を承継

することとなった。でございます。事業計画変更申請、農地法第5条以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。大変失礼しました、本日の会議録署名委員に、39番の蔭地明一委員さん、2番の玉置俊裕委員さん、よろしくお願いをいたします。それでは、ただ今の議案第5号について、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この申請地は〇〇交差点から西へ100mの所にあります。現況は、休耕田、隣接の状況は、宅地及び雑種地で申請地との間には里道があるようでした。水利組合はありません。〇〇〇と〇〇〇は市道に面しておりまして駐車場の計画で、〇〇〇については分譲住宅3棟と駐車場5台分の計画になっております。この用地については、盛土が13cmから53cm、道路はコンクリート舗装となっております。排水は合併浄化槽処理と雨水は道路側溝から市道の側溝へ出る事になっております。これについては問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。1番について異議ございません。

議 長 はい、議案第5号事業計画変更申請（農地法第5条）1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は130㎡、他2筆、合計面積928㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟156、51㎡、道路・駐車場等771、49㎡です。着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,618㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟406㎡、道路、駐車場1,212㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接者、水利組合との立会いを予定しておりますが、まだ最終確認が出来ておりません。隣接同意はございません、水利同意は交渉中でございます。周囲を山と川に囲まれた2種農地でございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,044㎡、他3筆、合計面積1,664㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、墓地492㎡、庭園1,172㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か年以内、平成26年6月13日に除外しています。隣接同意は不要はでございます、水利同意はでございます。周囲を山と川に囲ま

れた農地で、2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記が畑、現況は道路、面積は登記簿162㎡の内21、15㎡、他2筆、合計面積は登記簿1,027㎡の内86、83㎡、地役権設定者は〇〇〇、〇〇〇〇、地役権被設定者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は道路、登記簿1,027㎡の内86、83㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、平成26年6月13日に除外しています。隣接同意は不要でございます、水利同意はございます。これは地役権の設定でございます。始末書がございます。始末書の内容は、今般、〇〇〇字〇〇〇〇他2筆の一部の土地を、宅地へ通じる道路がないことから、〇〇〇〇が農地法の許可が必要にもかかわらず、許可なく工事をしてしまい大変申し訳なく反省しております。全体の一部で面積も少ないし、農地の耕作にも利用できると思い、軽い考えで工事をしてしまったのではないかと思います。今後はこのような事のないようにしますので、よろしくお願いいたします。でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地で、2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請4件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。7月3日に〇〇〇〇委員さんと事務局で現地調査に行きました。1番につきましては、先程の説明のとおり問題ないと思います。2番目は前回の保留なので3番目にいきます。3番目の申請場所は、〇〇〇の隣の斜面になった所です。現況は梅畑で、隣接は東側、南側が山林、北側は〇〇〇〇への進入路、西側は墓地で、墓地の下に市道〇〇線が入っております。水利組合の同意、墓の許可申請が出ておられるそうです。転用内容については、墓地と庭園を造るという事です。墓地のほうについて盛土は約90cmするそうです。排水は、雨水等は自然浸透とU字溝から排水するとの事です。隣接する農地などはありませんので、問題ないと思われまます。4番目ですけども、〇〇集会所から北へ100mの所で、市道から勾配的に下向きに下がっていった道路です。畑の下に家が建っている状態になっております。雨水等も自然浸透でそのままになっております。〇〇〇〇さんの敷地内で、もう20年以上経過もしておりますので、隣地などへの影響はないものと考えております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

はい、〇〇番です。先程の事業計画変更に伴う申請でございます。内容につきましては、〇〇〇〇番地につきましては、進入道路その他を4筆に分けて、1区画を駐車場、残りの3筆は住宅を建てるという事で、その他の地番につきましては駐車場を設けるそうでございます。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。以前からこの物件は延び延びになっておりますけども、この土地自体も結構良い梅がなっております、梅を採りたい事もあって延び

てきたのだと思うんですけども、隣接、水利組合共に、梅の時期で6月中に話し合うのは無理という事で、最終的に7月15日前後に、梅が終わった時点で、腹案ももっておられる〇〇〇〇さんとも話が出来ると聞いておりますんで、そこら辺で決定するのと違うんかいなと思ってございます。今のところそういう事で、延び延びになっているんですけども今月も保留という事でお願いします。

議 長  
〇〇番 委員  
議 長  
〇〇番 委員

はい、3番。

〇〇番です。現況調査の委員さんの報告どおりです。異議ございません。

はい、4番。

〇〇番です。先程の現況調査委員さんの報告どおりであります。少しだけ説明を加えさせていただきますと、この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんはいとこ関係でありまして、この家と言うのが〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが平成2年に建てた物であって、その時にこの道路についても既に作っていた訳です。それで今回〇〇〇〇さんである〇〇〇〇さんが譲り受けたんで、新しく手続きが出た訳でございますので、管理人さんも24年前に既に道路もつくられておったという事であり、特にこの件については、僕は農業委員になってから初めて、この案件の名前が地役権の設定という事で、道路の使用権というのか利用権だけについての、許可申請であると思ってございます。そういう事で異議ございません。

議 長

はい、それでは議案第2号農地法第5条申請、2番につきましては、ご説明にありましたように、梅の収穫期間中で立会いが出来なかったという事で、再度保留という事のお願いでございます。そういう事で1番、3番、4番については異議なしとの事で、2番については再度保留という事で、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。ただ2番につきましては、隣接の同意も無い、水利も交渉中途という事で、この辺につきましては、交渉の段階できちんと整理していただかないと、県の農業会議もとおりに難いと思っておりますので、その辺、地元委員さんよろしくご配慮の程お願い申し上げます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

4ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は宅地、面積は33㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地は、昭和の頃から隣接地〇〇〇番〇〇と一体で宅地として利用してまいりました。従ってその当時から現在に至るまで農地として利用した経緯がないので、本申請に至った、でございます。以上、農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思っております。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。先程ありましたように〇〇〇〇委員さんと7月3日に現調を行ってまいりました。所在地は〇〇〇、申請場所は〇〇〇及び〇〇〇の裏

- 側になります。現況は宅地であります。隣接及び周囲の状況につきましては、この申請地は宅地の一部になっておりまして、周囲の西側以外は全部住宅地という状況であります。非農地になった経緯・理由につきましては、昭和47年に住宅を建築したという事で、当時からこの隣接の宅地と一体的に利用していたという事で、農地として利用した事はないという事があります。この申請につきましては、近隣者それと地元農業委員さんの証明もあります。それと近隣農地あるいは排水についても問題はないというふうでございますので、許可相当と判断します。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。本件については長年にわたり農地として利用していないという事で、異議ございません。
- 議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 5ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は638㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この形状変更の土地の申請場所につきましては、〇〇〇〇より南に100m下ったところでございます。現況は梅畑で、隣接の状況につきましては、東側、北側が梅畑、南側が市道、それから西側が宅地で、形状変更の理由という事でもありますけども、ここは隣接より少し下がった形状でありまして、雨が降ると水が溜まってですね、梅の木が腐って生育が良くないという事で、現状より役50cm程盛土をして、再度梅畑にやりかえたいというような事です。排水等につきましては、雨水は自然浸透及び道路側溝へ流すという事があります。これも隣接同意、あるいは水利組合の同意もあるという事で、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この件は〇〇〇〇委員さんの担当ですけども、今日は欠席という事で私が代わりに答弁します。これは何も問題無いという事がございます。異議はないです。
- 議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主事 7ページをお願い申し上げます。報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は582㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は農地法第5条申請の許可日です。これにつきましては、1月29日に許可が出てまして、この届けが出てない状態なので出してもらいました。理由は、資材置場として売却するためです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は登記簿が548㎡の内130、59㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は農地法第4条申請の許可日となっておりまして、この許可が7月1日付けでおります。理由は、共同住宅建設のためです。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上2件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして追加議案②がございまして、上程させてもらってよろしいですか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は886㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。以上1件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 有難うございます。第3条申請、逐条審議をお願い申し上げます。1番。〇〇番です。この案件は私があっせんしましたので異議ございません。

〇〇番 委員 議 長 はい、議案第1号第3条申請1件、異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。はい、それではその他の案件でございます。6月の県の農業会議に提出をいたしました4条4件、5条2件、第5条許可書の返納1件につきまして、すべて無事答申受理されましたことをご報告申し上げます。続きまして、お手元に、農地の流動化対策の説明という事でペーパーがございまして、局長のほうから説明をさせていただきます。

愛須 局長 農地中間管理事業について説明。

- 議 長 ただ今説明をいただきました、農地流動化の対策という事で、中間管理機構がいよいよスタートして、新聞報道もされておりましたが公募をするという事で、今それを利用調整しております。裏面に希望者申込書のひな形もあるようでございますけども、いよいよスタートするという事です。ただ今説明いただきました事につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 ないようでしたらそういう事で、農地流動化がスタートしたという事で、今後の成り行きを注意して見守っていかなければいけないと思っております。続きましてもう一枚のペーパーで、規制改革会議の答申における農業委員会等の見直しのポイントという事で、冒頭挨拶で申しあげました農業委員会の制度がかなり変わるのではなかろうかと、今の時点でのご報告をさせていただきます。
- 愛須 局長 規制改革会議の答申における農業委員会等の見直しのポイントについて説明。
- 議 長 はい、有難うございます。今、局長が説明させていただきました、こういう方向に進みつつあるという認識だけをもっていただいて、また随時、事務局の方から報告させていただきたいと思っております。皆さん方からご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 無いようでございますので、お含み置きいただき、日頃、農業新聞等もご覧いただきながら、経過を見守っていただければと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。続きまして農地相談がございますので、説明お願ひいたします。
- 愛須 局長 農地相談の説明。
- 議 長 有難うございます。ただ今の内容につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 無いようでございますので、今局長さんが申しあげましたとおり、心当たりの所があれば、ご紹介をしていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと思っております。続きまして、本日この後のお別れ会の段取りを、局長から説明お願ひ申し上げます。
- 愛須 局長 お別れ会の説明。
- 議 長 はい、それでは予定をしておりました案件はすべて終了しました。ここで、今日は最後の委員会という事で、今回をもって退任をされます委員さんを局長の方から、ご紹介をさせていただきたいと思っておりますし、一言ずつ挨拶をお願ひしたいと思います。
- 愛須 局長 退任をされる委員さん、私の方から紹介させていただきますので、お一人ずつ簡単にご挨拶をお願ひしたいと思います。1番の峯委員さんです。峯委員さんは平成9年から6期17年の勤めでありました。峯さんよろしくお願ひします。
- 1番 委員 知らん間に17年が過ぎて、何も皆さんの力には成れなかったと思っておりますけども、後の方はしっかり頑張ってお願ひしたいと思います。どうも有難

うございました。

愛須 局長 3番山本委員さんです。山本委員さんは平成3年から8期23年の勤めでありまして。山本さんよろしくお願ひします。

3番 委員 大変長い間お世話になりました。また、街中で出会った時には一声かけていただいたらと思つてございます。大変有難うございました。

愛須 局長 4番の浅井委員さんです。浅井委員さんは平成17年から3期9年の勤めでございます。浅井委員さんよろしくお願ひします。

4番 委員 峯さんとか山本さんに比べたら、大変短いんですけども、9年間皆さんお世話になりました。会議は余り得意でないんですけども、お酒を飲んで騒ぐのは大変得意なほうでございました。今後ともよろしくお願ひします。

愛須 局長 続いて、12番田和委員さんです。田和委員さんは昭和63年から9期26年の勤めでありまして。田和委員さんよろしくお願ひします。

12番 委員 長い間皆さんにお世話になりました。その間、広域合併の中で、旧田辺とまた新しく大塔、龍神、本宮、中辺路の皆さんと交流できたこと、大変うれしく思つてございます。また、田辺で出会った時には、一声かけていただきたいと思ひます。どうも有難うございました。

愛須 局長 続いて、13番山下委員さんです。山下委員さんは平成12年から5期14年の勤めでありまして。山下委員さんよろしくお願ひします。

13番 委員 田和委員さんの半分ですが、14年の長い間どうも有難うございました。その間、いろいろと地元でもありましたが、皆さんの協力で何とかやって来れたと思ひます。これからも出会うこともあります、その時はどうかよろしくお願ひします。どうも有難うございました。

愛須 局長 続いて、20番小山委員さんです。小山委員さんは平成20年から2期6年の勤めでありまして。小山委員さんよろしくお願ひします。

20番 委員 今まで皆さんものすごく長くて、大変申し訳ないんですけど、2期6年でございました。有難うございました。

愛須 局長 続いて、24番原委員さんです。原委員さんは平成14年から4期12年の勤めでありまして。原委員さんよろしくお願ひします。

24番 委員 いろいろお世話になりました。有難うございました。元々忙しくて出席率は非常に悪かつたんですけども、会長の忘年会だけ来いよという励ましに甘えて、ずっと続けさせていただいていたんですけども、去年から、田辺市の施設である季楽里龍神に常勤になって欠席が増えて申し訳ありませんでした。会長も引かれるし、皆さんにご迷惑ばかりお掛けしていましたが、本当に良い経験をさせていただきました。また、お疲れを癒しに龍神温泉季楽里に、是非、皆さまお越しく下さい。有難うございました。

愛須 局長 最後に、船本会長です。会長は昭和60年から10期29年の勤めでありまして。会長よろしくお願ひします。

船本 会長 委員としては10期29年という事で、大変大勢の皆さん方にお世話になり有難うございました。また、皆さん方には会長として3期、上森会長代理または瀧本副会長の応援をいただきまして、皆さん方それから愛須局長をはじめとする事務局の皆さん方に大変お世話いただきまして、今まで大過なく過ごさせていただけましたこと、本当にうれしく思つてございます。

農地パトロールというステッカーを軽四に貼っていただいて、農業委員の意識として、法令活動はもちろんでありますけども、地域の代表として相談役として、それぞれの皆さんがそれぞれの地域にあった活動をしていただいた事が、我々、田辺市農業委員会の農林水産大臣賞の受賞になったのかなと気がしております。退任はさせていただきますけども、私も今後一市民として田辺市農業委員会の発展はもちろんの事、田辺市の農業の発展のために、少しでも協力をしていきたいと考えておりますので、今後とも、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。私自身、非常に素晴らしいスタッフに恵まれた事、感謝申し上げまして、甚だ簡単でございますけども、会長としての退任の挨拶とさせていただきます。長い間本当に有難うございました。

愛須 局長

有難うございました。8人の委員さん本当にご苦労さまでございました。農業が激動の時代でありまして、必ずしも今、農業が活性化されている訳ではありません、いろんな課題を抱えております。農業継承について、非常に危機的な状況にありますけども、これからも、退任されましても、その地域において、また、先輩として農業委員会を盛り立てていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。最後にもう一度大きな拍手で8人の方を送っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長

以上をもちまして、本日の定例委員会を終了いたします。有難うございました。

午後4時15分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

3 9 番委員

2 番委員

議 長